

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、その翌日)

◇告 示 遊魚規則の認可  
目 次

## 告 示

### 鳥取県告示第四十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第一項の規定に基づき、第五種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則を次のとおり認可したので、同法同条第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一(一) 漁業者の名称及び住所

千代川漁業協同組合

鳥取県八頭郡河原町大字河原一三三番地

(二) 漁業権の免許番号

共同漁業権 内共第一号

### (三) 遊漁規則の内容

(目的)

第一条 この規則は、千代川漁業協同組合が免許を受けた第五種共同漁業権内共第一号に係る漁場の区域において、組合員以外の者とする当該漁業権の対象となつている水産動物（あゆ、こい、にじます、やまめ、いわな、はえ（かわむつ、おいかわ）、うぐい）の採捕（以下「遊漁」という。）について制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 この漁場区域内において竿釣、たも網、やす漁の漁具、漁法によつて遊漁しようとする者は、あらかじめ第七条第一項の遊漁料を納付しなければならない。

2 この漁場区域内において前項に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法（以下「特別遊漁」という。）によつて遊漁しようとする者は、あらかじめ遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間等遊漁の内容を記載した特別遊漁承認申請書を組合に提出してその承認を受けなければならない。

3 前項の承認は、第七条第一項に規定する遊漁料を納付したものでなければ受けることができない。

4 組合は、第二項の申請があつた場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の採捕に著しい支障があると認めるときを除き、当該申請を承認するものとする。

5 第二項の承認を受けた者は、直ちに第七条第三項の遊漁料（以下「特別遊漁料」という。）を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第三条 次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ同表下欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

漁具・漁法	規 模
投 網	網目二センチメートル以上
た も 網	網目五ミリメートル以上、網口径一メートル以下
河 舟	いかり網五十メートル以内

2 第四条の規定によるあゆは、流し釣(しわざ)漁法及び引懸(ぞろ)漁法によるものにあつては、解禁の日から起算して十四日間は採捕してはならない。

(遊漁期間)

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表下欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	六月一日から九月二十五日まで及び十月二十一日から翌年一月三十一日まで
に じ ま す	三月一日から九月三十日まで
い わ な、や ま め	三月一日から八月三十一日まで

(禁止区域)

第五条 前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域においては、それぞれ同表下欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
八頭郡智頭町大字市瀬笹ヶ川における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流十八メートル、下流百八十メートルの区域	一月一日から十一月三十日まで
八頭郡智頭町大字市瀬関屋におけるかんがい用えん堤上流端から上流十メートル、下流四十メートルの区域	一月一日から十一月三十日まで
八頭郡用瀬町大字樟原の椎木川における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流十八メートル、下流百八十メートルの区域	一月一日から十一月三十日まで
八頭郡用瀬町大字安蔵におけるかんがい用えん堤上流端から上流十メートル、下流六十メートルの区域	一月一日から十一月三十日まで
八頭郡八東町大字島における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流二十メートル、下流百五十メートルの区域	一月一日から十一月三十日まで
八頭郡若桜町大字樋戸前における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流十八メートル、下流百八十メートルの区域	一月一日から十一月三十日まで
鳥取市叶における源太橋上流端から上流百メートル、下流千五百メートルの区域	十月一日から十一月十日まで

八頭郡智頭町上市場かんがい用えん堤上流端から上流三十メートル、下流五十メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで
八頭郡智頭町鳥の巣かんがい用えん堤上流端から上流十メートル、下流五十メートルの区域	二月三十一日まで
鳥取市秋里地内潮止めえん堤上流端から上流三十メートル、下流五十メートルの区域	二月一日から五月三十一日まで
八頭郡河原町八日市かんがい用えん堤上流端から上流三十メートル、下流五十メートルの区域	二月三十一日まで
八頭郡船岡町破岩字島下分かんがい用えん堤上流端から上流二十メートル、下流四十メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで
八頭郡八東町大字安井宿における中国電力株式会社設置の放水路及びその上流堤から五十メートル、下流百メートルの区域	二月三十一日まで
八頭郡河原町大字曳田字丸山大井手かんがい用えん堤上流端から上流五十メートル、下流百メートルの区域	二月三十一日まで
八頭郡河原町大字片山かんがい用えん堤上流端から上流五十メートル、下流百メートルの区域	四月一日から六月三十日まで

(体長制限)

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表下欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い	十五センチメートル以下
いわな、やまめ	十五センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第七条 第二条第一項に掲げる漁具、漁法によつて遊漁する場合で、千代川漁業協同組合事務所（八頭郡河原町大字河原一三三番地）又はその他の取扱所（日本海新聞及び本組合掲示場に公示）において納付するときの遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は同表の遊漁料にそれぞれ五百円を付加して得た額とする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
あゆ、こい、にじます、うぐい、いわな、やまめ、はえ	竿釣、たも網、ヤ	一月一日から十二月三十一日まで	本組合地区内に住所を有する者 八〇〇円 本組合地区外で本県内に住所を有する者 一、〇〇〇円 二、〇〇〇円
		一日限り	県内者 二〇〇円 県外者 五〇〇円

2 前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、同表下欄のとおりとする。

区	分	遊漁料
小学生以下の者及び年令七十才以上の者	無料	—
中学生	第一項に規定する額の四分の一	—
高校生	二分の一	—
身体障害者	—	—

3 第二条第二項の規定による特別遊漁料は、次の表のとおりとする。

遊漁の内容	特別遊漁料	摘 要
魚種 あゆ、こい、にじます、やまめ、いわな、うぐい、はえ	漁具・漁法	一人之統とし、従事者は遊漁証を有する者六人以内
鵜川	三、〇〇〇円	—
投網	八〇〇円	—
河舟	二、〇〇〇円	—
四つ手	八〇〇円	一隻につき
	一、五〇〇円	一八二平方センチメートル以内
	三、〇〇〇円	一八三平方センチメートル以上

4 前項の特別遊漁料は、千代川漁業協同組合事務所において納付するものとする。  
(遊漁証等に関する事項)

第八条 組合は、第二条第一項の遊漁料の納入を受けたとき又は同条第二項の承認をしたときは別記様式(一)の遊漁証又は様式(二)の遊漁承認証(以下「遊漁証」又は「遊漁承認証」という。)を交付する。

2 遊漁者は遊漁するときは、遊漁証又は遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁証又は遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、遊漁証又は遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他人の迷惑となる行為をしてはならない。

3 遊漁者は、千代川源太橋から上流百メートル同源太橋から下流千五百メートルの間の区域においては、川底を攪はんしてはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の施行に必要なる指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式(三)の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにそ

様式(一) 遊漁証

(四) 遊漁規則の施行の日

昭和四十八年十二月二十六日

の違反者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合その者の既納遊漁料の払戻しはしないものとする。

表

年	有効期間	遊漁料 一金 円也	月生 日年	氏名	住所	遊 漁 証	番号	第	号
	至自						月年	月年	日日
千代川漁業協同組合 組合長 萩原 央治 ㊤									

裏

注 意 事 項

- 一 遊漁するときは、本証を携帯しなければならない。
- 二 本証は、他人に貸与してはならない。
- 三 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。

表

様式(三)  
漁場監視員証

No.

漁場監視員証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

住所
氏名
年令

有効期間  
発行年月日  
発行者

千代川漁業協同組合 印

裏

注意事項

表

様式(二)  
遊漁承認証

No.

遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認します。

遊漁者	住所
	氏名 年令

承認期間  
魚種  
漁具、漁法  
遊漁区域  
発行年月日  
発行者

千代川漁業協同組合 印

裏

注意事項

二(一) 漁業者の名称及び住所

天神川漁業協同組合

鳥取県倉吉市魚町二五二九番地

(二) 漁業権の免許番号

共同漁業権 内共第二号

(三) 遊漁規則の内容

(目的)

第一条 この規則は、天神川漁業協同組合が免許を受けた第五種共同漁業権内共第二号に係る漁場区域において、組合員以外の者とする当該漁業権の対象となつている水産動物(あゆ、にじます、やまめ、いわな、こい、うぐい、はえ)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 この漁場区域内で竿釣、たも網の漁具、漁法によつて遊漁しようとする者は、あらかじめ第七条第一項の遊漁料を納付しなければならぬ。

2 この漁場区域で前項に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法(以下「特別遊漁」という。)によつて遊漁しようとする者は、あらかじめ遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載し

た遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。  
3 組合は、前項の申請があつた場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の採捕に著しい支障があると認めるときを除き、当該申請を承認するものとする。

4 第二項の承認を受けた者は、直ちに第七条第三項の遊漁料(以下「特別遊漁料」という。)を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第三条 次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ同表下欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

漁具・漁法	規	模
投 網	網目 二センチメートル以上	

(遊漁期間)

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表下欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	六月一日から九月二十五日まで及び十月二十一日から翌年一月三十一日まで
に じ ま す	三月一日から九月三十日まで
い わ な、やまめ	三月一日から八月三十一日まで
こ い	一月一日から五月十四日まで及び六月十五日から十二月三十一日まで

(禁止区域)

第五条 前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域においては、それぞれ同表下欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区	域	期	間
東伯郡三朝町大字大柿字東塚における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流十八メートル、下流百八十メートルの区域		一月一日から十一月三十一日まで	
倉吉市下余戸における郡山えん堤下流端から下流二十メートルの区域			
倉吉市田内における鳥取県設置の羽合用水えん堤下流端から下流三十メートルの区域			
東伯郡北条町江北天神森えん堤下流端から下流五十メートルの区域			
倉吉市三明寺北条用水えん堤下流端から下流二十メートルの区域			
東伯郡三朝町中津における鳥取県設置の小鹿えん堤から上流湛水区間			

(体長制限)

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表下欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。

魚種	全長
にじます	十五センチメートル以下
いわな、やまめ	十五センチメートル以下

こ い 十五センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第七条 第二条第一項に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で、天神川漁業協同組合事務所(倉吉市魚町二、五二九番地)又はその他の取扱所(日本海新聞に公示)において納付するときの遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は同表の遊漁料に四百円を付加して得た額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あい、こい、にじます、やまめ、いわな、うぐい、はえ	竿釣、たも網	一月一日から十二月三十一日まで	県内 六〇〇円 県外 二、〇〇〇円
		一日限り	三〇〇円

2 前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、同表下欄に掲げるとおりとする。

区	分	遊漁料
小学生以下の者及び七十才以上の者	無料	
中学生及び身体障害者	第一項に規定する額の二分の一	

3 第二条第二項の規定による特別遊漁料は、次の表のとおりとする。



遊漁の内容	特別遊漁料	摘 要
あゆ 鵜 川 漁 業	三、〇〇〇円	一人一統とし遊漁証を有する者四人以内、
あゆ 川 舟 漁 業	二、〇〇〇円	一隻につき
あゆ、こい、うぐい、はえ 投 網 漁 業	二、〇〇〇円	

4 前項の特別遊漁料は、天神川漁業協同組合事務所において納付するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は、第二条第一項の遊漁料の納入を受けたとき又は同条第二項の承認をしたときは、別記様式(一)の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際し、守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁に際し、遊漁道義の高揚を重んじ、相互に適切な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の励行に必要必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式(二)の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

四 遊漁規則の施行の日

昭和四十八年十二月二十六日

表

No.	
漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
(氏名)	
(住所)	(年齢)
有効期間	
発行者	
天神川漁業協同組合 ㊤	

様式(二)  
漁場監視員証

表

No.	
遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。 記	
遊漁者	(住所)
	(氏名) (年齢)
承認期間	
魚種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行者 天神川漁業協同組合 ㊤	

様式(一)  
遊漁承認証

裏

注 意 事 項
---------

裏

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 遊漁の場合は、必ずこの承認証を携帯しなければならない。</li> <li>2 この承認証は、他人に貸付けしてはならない。</li> <li>3 漁場監視員の要求のあった場合には、提示しなければならない。</li> <li>4 本組合遊漁規則、鳥取県内水面漁業調整規則を遵守しなければならない。</li> <li>5 本組合遊漁規則に違反のあつた場合は、遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒絶することがあります。</li> </ol>

三(一) 漁業権者の名称及び住所

日野川水系漁業協同組合

鳥取県日野郡溝口町溝口二〇九番地

(二) 漁業権の免許番号

共同漁業権 内共第三号

(三) 遊漁規則の内容

(目的)

第一条 この規則は、日野川水系漁業協同組合が免許を受けた第五種共同漁業権内共第三号に係る漁場区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつている水産動物(あゆ、こい、にじます、やまめ、いわな、うぐい、はえ、)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 この漁場区域で手釣、手押、竿釣、たも網及び投網の漁具、漁法によつて遊漁しようとする者は、あらかじめ第七条第一項の遊漁料を納付しなければならない。

2 この漁場区域で前項に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法(以下「特別遊漁」という。)によつて遊漁しようとする者は、あらかじめ遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の申請があつた場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の採捕に著しい支障があると認めるときを除き、当該申請を承認するものとする。

4 第二項の承認を受けた者は、直ちに第七条第三項の遊漁料(以下「特別遊漁料」という。)を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第三条 次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ同表下欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

漁具・漁法	規 模
流 網	網目 六センチメートル以上
地 曳 網	同右
こい張 網	同右
投 も 網	網目 二センチメートル以上
た も 網	同右

(遊漁期間)

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表下欄に掲げる期間内で行なければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	六月一日から九月二十五日まで及び十月二十一日から翌年一月三十一日まで
に じ ま す	三月一日から九月三十日まで
いわな、やまめ	四月一日から八月三十一日まで

(禁止区域)

第五条 前条の規定にかかわらず、鳥取県内水面漁業調整規則第三十二条の禁止区域においては、遊漁をしてはならない。

(体長制限)

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表下欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	十五センチメートル以下
にじます	十五センチメートル以下
いわな、やまめ	十五センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第七条 第二条第一項に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で、日野川水系漁業協同組合事務所（日野郡溝口町溝口二〇九番地）又は別に公示する場所において納付するときの遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する現場で漁場監視員に納付するときの遊漁料は同表の遊漁料に三百円を付加して得た額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ、こい、にじます、やまめ、いわな、うぐい、はえ	手釣、手押、竿釣、たも網、投網	一月一日から十二月三十一日まで	県内 八〇〇円 県外 一、五〇〇円 投網、竿釣両用 一、〇〇〇円
		一日限り	五〇〇円

2 前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

区分	遊漁料
小学二年生以下の者	無料
小学三年生以上の小学生及び七十才以上の者	二〇〇円
中学生	三〇〇円
高校生	五〇〇円
県内身体障害者（手帳所持者）	四〇〇円

3 第二条第四項の表の規定による特別遊漁料は、次の表のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	特別遊漁料
あゆ、こい、にじます、いわな、やまめ、はえ、うぐい	流網、こい張網、地曳網、川舟	一五、〇〇〇円
	いかだ（これに類するものを含む。）	二、〇〇〇円

4 前項の特別遊漁料は、日野川水系漁業協同組合事務所に納付するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は、第二条第一項の遊漁料の納入を受けたとき又は同条第二項の承認をしたときは別記様式（一）の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、遊漁承認証を提示

表

No. 遊 漁 承 認 証		禁止漁具漁法
下記の通り遊漁を承認する。		
記		
遊漁者	住所	
	氏名 (年令)	
承認期間		
魚 種		
漁具漁法		
遊 漁 料		
発行者 日野川水系漁業協同組合㊤		

様式(一) 遊漁承認証

じなければならぬ。

(遊漁に際し守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

二 遊漁者は、別に公示する区域における川底を攪はんしてはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の励行に關する必要な指示を行う

裏

	注 意 事 項
昭和 年 月 日 発行	取扱者印

四 遊漁規則の施行の日

昭和四十八年十二月二十六日

ことがある。

2 漁場監視員は、別記様式(二)の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する記章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

様式(二) 漁場監視員証

表

No. 漁 場 監 視 員 証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

氏名	(年齢)
住所	

有効期間

発 行 者

日野川水系漁業協同組合 ㊤

裏

注 意 事 項

四(一) 漁業者の名称及び住所

湖山池漁業協同組合

鳥取市湖山町一六四〇番地

(二) 漁業権の免許番号

共同漁業権 内共第四号

(三) 遊漁規則の内容

(目的)

第一条 この規則は、湖山池漁業協同組合が免許を受けた第五種共同漁業権内共第四号に係る漁場区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物(こい、ふな、うな

ぎ、わかさぎ、えび、しらうお)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第二条 この漁場区域内で竿釣(一本釣)漁法によつて遊漁しようとする者は、あらかじめ第六条第一項の遊漁料を納付しなければならない。ただし、鳥取市内に住所を有する者は、遊漁料を納付しなくてもよいものとする。

(遊漁期間)

第三条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表下欄に掲げる期間内で行はなければならない。

魚 種	期 間
こい、ふな うなぎ、わかさぎ えび、しらうお	一月一日から五月十四日まで及び七月十六日か ら十二月三十一日まで 一月一日から十二月三十一日まで

(禁止区域)

第四条 前条の規定にかかわらず、鳥取県内水面漁業調整規則に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる地域及び場所においては、それぞれ同表下欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
鳥取市金沢の長柄川河口から上流五〇〇メートル、河口から右岸一五〇メートル、左岸五〇メートル沖合一五〇メートルの区域	一月一日から三月三十一日まで
鳥取市金沢忠魂碑の前から宇田川尻の枝川の突端を結ぶ線以内の湖山池	一月一日から十二月三十一日まで
湖山池内の石がま	
湖山池内の石がま周辺十八メートルの区域	十月一日から十二月三十一日まで

(体長制限)

第五条 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表下欄に掲げる大きさのものはこれを探捕してはならない。

魚 種	体 長
こい うなぎ	全長十五センチメートル以下 全長三十センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第六条 第二条に掲げる漁具を使用して遊漁する場合で、湖山池漁業協同組合事務所(鳥取市湖山町一六四〇番地)において納付するときの遊漁料は次表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は同表の遊漁料にそれぞれ一〇〇円を付加して得た額とする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料	
			竿 釣	一本釣
こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、えび、しらうお		一月一日から十二月三十一日まで	一、〇〇〇円	一〇〇円
		一日限り		一〇〇円

2 前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、同表下欄のとおりとする。

区 分	遊 漁 料
小、中学生以下の者及び七十才以上の者	無料
高校生 身体障害者	前項に規定する額の二分の一の額

表  
様式(一)  
遊漁承認証

遊 漁 承 認 証

下記のとおり遊漁を承認する。

遊漁者	住所 氏名	年令
-----	----------	----

承認期間

漁 種

漁具漁法

遊漁区域

遊 漁 料

発行年月日

発 行 者

湖山池漁業協同組合 ㊤

裏

注 意 事 項

(遊漁承認証に関する事項)

第七条 組合は、第二条の遊漁料の納入を受けたときは、別記様式(一)の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付する。

2 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第八条 遊漁者は、遊漁に際し相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第九条 漁場監視員は、この規則の励行に関する必要な指示をすることがある。

2 漁場監視員は、別記様式(二)の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第十条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。

この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

四 遊漁規則の施行の日

昭和四十八年十二月二十六日



様式(二) 漁場監視員証

表

漁 場 監 視 員 証

下記の者は、当組合の監視員であることを  
証明する。

住 所 氏名年令
-------------

有効期間

発行年月日

発 行 者

湖山池漁業協同組合 ㊤

裏

注 意 事 項

五(一) 漁業権者の名称及び住所

東郷湖漁業協同組合

東伯郡羽合町上浅津一五一番地

(二) 漁業権の免許番号

共同漁業権 内共第五号

(三) 遊漁規則の内容

(目的)

第一条 この規則は、東郷湖漁業協同組合が免許を受けた第五種共同漁業権内共第五号に係る漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物(こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、ほら、えび、しらうお、せいご)の採捕(以下

「遊漁」という。)についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第二条 この漁場区域内で竿釣(一本釣)漁法によつて遊漁しようとする者は、あらかじめ第五条第一項の遊漁料を納付しなければならない。ただし、倉吉市、東郷町、羽合町、北条町、大栄町、三朝町、東伯町、泊村に住所を有する者については、この限りでない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表下欄に掲げる期間内で行なければならない。

魚 種	こい、ふな、わかさぎ、しらうお、うなぎ、ぼら、えび、せいご	期 間	七月十六日から翌年五月十四日まで 十一月一日から翌年二月末日まで 一月一日から十二月三十一日まで
-----	-------------------------------	-----	--

(体長制限)

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表下欄に掲げる大きさのものはこれを採捕してはならない。

魚 種	こい、ふな、うなぎ	体 長	全長十五センチメートル以下 全長三十センチメートル以下
-----	-----------	-----	--------------------------------

(遊漁料の額及び納付の方法)

第五条 第二条に掲げる漁具を使用して遊漁する場合で、東郷湖漁業協同組合事務所(東伯郡羽合町上浅津一五一番地)において納付するときの遊漁料は次表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は同表の遊漁料に一〇〇円を付加して得た額とする。

魚 種	こい、ふな、わかさぎ、しらうお、うなぎ、ぼら、えび、せいご	漁具、漁法	竿釣(一本釣) 舟を使用する 竿釣	期 間	一月一日から十二月三十一日まで 一日限り	遊 漁 料	一、〇〇〇円 二、〇〇〇円 一〇〇円
-----	-------------------------------	-------	-------------------------	-----	-------------------------	-------	--------------------------

2 前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、同表下欄のとおりとする。

区 分	小中学生以下の者及び七十才以上の者 高校生 身体障害者	無料 前項に規定する額の二分の一の額
-----	-----------------------------------	-----------------------

(遊漁承認証に関する事項)

第六条 組合は、第二条の遊漁料の納入を受けたときは、別記様式(一)の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付する。

2 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第七条 遊漁者は、遊漁に際し、相互に適当な距離を保ち他人の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第八条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示をすることがある。

2 漁場監視員は、別記様式(二)の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁

表

遊 漁 承 認 証		No.
下記の通り遊漁を承認する。		
遊 漁 者	住所	年 令
	氏名	
承認期間	自 昭和 年 月 日	
	至 昭和 年 月 日	
漁 種		
漁具 漁法		
遊 漁 料		
交付年月日		
発行者 東郷湖漁業協同組合 ㊤		

裏

注 意 事 項
---------

様式(一) 遊漁承認証

(四) 遊漁規則の施行の日

昭和四十八年十二月二十六日

る。

場監視員であることの腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第九条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することができる。

この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

様式(二) 漁場監視員証

表

No. 漁 場 監 視 員 証

下記の者は、当組合の監視員であることを証明する。

住所	
氏名	

有効期間

発行年月日

発行者 東郷湖漁業協同組合  
組合長 島 田 安 夫

裏

注 意 事 項

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】